

機関番号：32634

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2007～2010

課題番号：19730117

研究課題名(和文) 明治政治思想史における法秩序論の位相

研究課題名(英文) Legal Order in the Meiji Political Thought

研究代表者

菅原 光 (SUGAWARA HIKARU)

専修大学・法学部・准教授

研究者番号：90405481

研究成果の概要(和文)： 明治政治思想史を「法」ないしは「法秩序」という視点から捉え直し、明治時代の秩序論の位相を明らかにした。先行研究においては、日本の伝統思想と西洋法思想の基本的な哲学的対決を論じたものはほとんどなく、本研究は、新たな明治思想史理解をもたらす萌芽となり得るものである。特に、明治前期に活躍し、「功利主義」的政治観を共有していた福澤諭吉と西周、両名の思想を中心的な考察対象とし、彼らの「法」理解と「功利主義」的な政治観との連関を解明した。

研究成果の概要(英文)： I tried to re-apprehend the history of Japanese political thought at Meiji era from the perspective of “law” or “legal order”. Previous studies have not focused on the relationship between traditional Japanese thought and Western thought of law. This study may lead to new understanding about Meiji intellectual history. Particularly, I have focused on two utilitarian philosopher, Nishi Amane and Fukuzawa Yukichi. I clarified the relationship between their “understanding of law” and “utilitarianism”.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
総計	3,000,000	690,000	3,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・政治学

キーワード：思想史、日本史、政治思想史、政治学、法秩序論

1. 研究開始当初の背景

本研究は、明治前期の政治思想における秩序論の位相を明らかにすることを目的とし、

特に、福澤諭吉と西周、明治思想界の両巨頭を中心的な研究対象としてきたが、その際に念頭にあった先行研究における状況は次の

ようなものであった。

第一に、近代日本の秩序論は、西洋の法思想を矛盾無く受け入れたという前提の下に理解されてきたように思う。先行研究を反省的に捉え、明治時代の秩序論を考察しようとしてきた。しかし、近代日本の思想家が等しく背景としていた儒教においては、「徳」の反対概念としての「法」はネガティブな概念であり、従って、当時の思想家達がそう簡単に西洋の法概念を理解し受け入れることができたとは考えられない。

第二に、市民社会の秩序を考える上で、軍事社会論は等閑視され過ぎてきた。実際には、福澤も西も、市民社会の秩序を考える上で、軍事社会における規律を論じ、軍事社会には規律が必要であるのと同じ理由によって、市民社会にも規律が必要であることを論じるという共通の手法を取っていた。自由な市民社会においても、法を成立させるための規律は必要であり、そうでなければ秩序を形成することは不可能だというのである。両者共に、軍事社会をモデルにして市民社会の秩序を考えている部分があったのである。彼らの軍事社会論を検討することなしには、彼らの秩序論、市民社会における秩序形成の方法論を理解することは不可能であろう。

2. 研究の目的

以下三点のことを踏まえて考察し、明治前期の思想家達の秩序論を解明すること、並びに、それが、複雑な理論構成を取ることになった必然性を理解することを目的としてきた。

(1) 明治前期における法秩序論は、「法」に対するネガティブな見方を出発点としながらも、「法」についての理解そのものが揺れ動く過程にあったこと。

(2) 彼らが肯定した「法」は、あくまでも儒教的な「法」であり、慣習法的秩序であったこと、したがってそれは法家思想におけるそのように、権力支配の道具としては捉えられていなかったことを理解すること。

(3) 維新という革命によって慣習が一掃されるという時代状況の中で、長期的スパンで慣習法的秩序の形成を待つという選択ができないという彼らが直面していた条件を理解すること。

以上、三点のことを確認する中で、戦後の研究においては、侵略戦争や軍国主義的な発想に連なりかねないものとして忌避されてきた軍事社会論関係の論考をも考察の遡上に載せ、従来の方法によっては理解し切れて来なかった彼らの秩序論を正確に把握すること、そのことによって明治前期の秩序論の位相を初めて理解することが本研究の目的であった。

3. 研究の方法

明治前期の哲学、法思想に大きな影響を与えた西周、福澤諭吉を中心的な考察対象とし、史料を読み込むことで、彼の思想を理解しようとしてきた。また、その歴史的背景を明らかにするために、江戸期における法秩序論、法源論についても調査、考察してきた。

ただし、福澤関係の史料は既に出揃っているものの、西に関しては『西周全集』に掲載されていない論考や書簡、備忘録などがあり、特に研究が進んでいない軍事社会論に関わる文章に関しては、さらなる史料発掘が必要であった。西の出身地である島根県津和野町の森鷗外記念館並びに津和野町教育委員会が保有している、未整理史料を閲覧させていただき、検討することは本研究の重要な一過程であった。また、西周もいくつかの論考を

寄稿していた『内外兵事新聞』は、同時代における軍事政策をめぐる政治史、当時の軍隊の現状などについて知るための重要な史料だが、同新聞は、かなりの部分が所在不明となっているため、所在不明号の史料発掘、調査、西の留学先であったオランダ、ライデン大学での史料調査など、未交換史料の発掘を目指すと共に、両地在住の研究者との交流を通じ、当該史料の意義などについての議論を継続的に行った。研究の途中成果があがった段階で学会発表を行い、分析に飛躍がないか、別の角度からの考察が可能ではないかといった点で、他の研究者からの教示を受け、その後の研究に活かしてきた。

4. 研究成果

上記の「研究の方法」に従って史料調査を進めた結果、依然として『内外兵事新聞』の所在不明号の発見には至らなかったが、大きく分けて以下三点のことが明らかになった。

(1)西周の法観念の背景として法家思想を想定するという前提、儒学は徳治主義を主張し法を否定するものとして理解するという前提、それゆえ明治期における法観念の背景として法家思想を想定するという前提を批判的に再検討してきた結果、西周の思想形成と法家思想との間に有意な関係は見られないこと、これは同時代の法思想家の多くに共通していたことが分かった。儒学の発想の中にあるのは、あくまでも法家的な法観念であり、儒学には儒学的な法観念が存在し、儒学の発想の中から法についての議論を読みとることが可能であった。以上の考察を通じ、慣習法的な法システムを理想視する西の法観念は、儒学の延長上に形成されたものであることが明らかになった。儒学的な法観念を保持しつつ慣習法的な法システムを理想視する西は、秩序形成のための方法論として法に関

心を持ったのであった。

(2)明治時代の法秩序論の位相を明らかにするために、明治前期において儒教における「天」観念がどのように再構成され、また、自然法観念と関連して考えられたのかについて考察を加えてきた。従来、「天」という語自体は、近代になってほとんど死語化し、思想的な意味を失っていったと考えられてきた。このような「天」観念、自然法観念の希薄化は、権力をも拘束し得る超越的な規範の希薄化と同義であるかのように捉えられ、明治国家は、何物にも縛られない強力な権力として成立していき、昭和期の暴走する軍国主義国家につながっていったと考えられてきたが、しかし、調査の結果明らかになったのは、西周に典型的に見られるように、「天」観念や自然法観念が希薄化していった大きな要因は、それらが現実において力を持ち得ないのではないかと、とする疑問にあった。そこにおいて秩序は、現実の力を持つべきものとして考えられ、それゆえ、慣習法的秩序が高く評価されることになった。慣習法的秩序は、当然、権力も拘束されざるを得ない規範であり、自然法的発想の希薄化という事実をもって、権力が超越的な規範を忌避したとする理解、権力が暴走していくための思想的下地が作られていったとするような理解には必ずしも根拠がないことが明らかとなった。

(3)江戸時代において何が法源として認識されていたのかについて考察することで、秩序問題に接近しようと試み、具体的には、「理」の文字を忌避する中で成立した「哲学」という用語の成立過程を調査し考察した。この語を考案した西周は、法源にもなり得、そしてまた秩序形成にも影響を与え得る概念であるはずの「理」を忌避すると

いう姿勢を貫いていた。それは、「理」のような超越的な観念は法源にはなり得ないし、秩序の基にもなり得ないという発想に由来していた。

しかし、「理」を忌避するならば、何を秩序の基として想定し得るのだろうか。このことを考察するためにも、江戸時代以来の法源認識について検討を加えた。明らかにしたのは、以下の二点である。

①それぞれの思想家ごとに、何を法源として意識するのかについてはかなりの差異があり、法源として想定されるもののバリエーションは様々であったということである。例えば、法とは権力者の命令そのものであるべきだと考える新井白石のようなものもいた。そうでなければ、権力者がその時々状況に応じて適切な判断を下していくことができなくなり、政治とは単なるルーティンワークに堕してしまうと考えていたからである。あるいはまた、旧慣、古法こそを重視すべきだとし、権力者の命令でさえ、古くからの慣習を改変すべきではないと考える荻生徂徠のような思想家もいた。いわば、権力者の命令を法源として認識する発想と、慣習を法源として認識する発想とが同時代に於いて両立していたのである。

②以上のようなバリエーションが見られたにも関わらず、「理」や「天」などといった観念は、決して法源として認識されることがなかった。一般に、近世の思想世界においては、「理」や「天」といった観念が重要な役割を果たしていたと言われてきたが、あくまでも現実の秩序を形成し維持するためのものとしては、それらは想定されていなかった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計3件)

①菅原光、儒学と西洋思想の受容——荻生徂徠と西周、大航海、67巻、2008年、査読無し

②菅原光、西周の法思想——法と秩序をめぐる考察、北東アジア研究、第14・15合併号、2008年、査読有り

③菅原光、『西村茂樹研究』について(脱稿済み、近刊予定)、日本歴史、査読無し

〔学会発表〕(計4件)

①菅原光、西周の政治思想、島根県立大学西周研究会、2010年10月30日、島根県立大学

②菅原光、近代日本「哲學」的發明、國際學術研討會「傳統中國形上學的當代省思」2009年5月9日、臺灣大學。

③菅原光、明治前期における秩序問題への関心——西周を中心に、2008年度政治学会総会・研究大会、2008年10月12日、関西学院大学。

④菅原光、明治時代における道徳論の浮上と対抗、第七回日韓国際学術会議、2008年6月20日、高麗大学

〔図書〕(計2件)

①菅原光『西周の政治思想——規律・功利・信』2009年、ぺりかん社。

②荻部直ほか編、日本思想史ハンドブック、2008年、新書館、菅原光、明六社の思想家たち・もっと知るために 明治、116-117、202-203頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菅原 光 (SUGAWARA HIKARU)

専修大学・法学部・准教授

研究者番号：90405481